

## 情報公開制度の見直しに係る第1回千葉県情報公開審査会会議録

1 日 時 平成15年10月24日(金)午後1時30分から3時10分まで

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者

(1) 審査会委員

麻生委員長、岩間委員、佐野委員、瀧上委員、福武委員、横山委員

(2) 県

飯田総務部長、

永妻政策法務課長、和田室長(情報公開・個人情報センター)、その他事務局職員

4 議題

(1) 情報公開の推進に向けた制度改善に係る諮問について

(2) 今後のスケジュールについて

(3) その他

5 会議の概要

委員長から会議録署名人に岩間委員を指名

委員長から、「千葉県情報公開審査会公開に関する申し合わせ(案)」及び「傍聴要領(案)」について諮り、それぞれ案のとおり決定

傍聴者入場

総務部長から、諮問に当たってのあいさつと審査会に諮問書の提出

〔部長あいさつ要旨〕

情報公開は、県民の県政に対する理解と参加を促進し、開かれた県政を推進していくための重要な制度である。

しかしながら、千葉県の情報公開は、大量の開示請求や堆積する異議申立て等々、

様々な問題が発生している。

このような状況のもとで、県民の意見を情報公開の改善に活用するため、昨年10月、千葉県情報公開推進委員会を設置し、様々な議論を経て、本年9月4日に「情報公開の推進に関する提言」が出された。

本日は、情報公開推進委員会から提言された事項から、制度運営の基本に関わる事項について、また制度改善に資する事項一般について、情報公開審査会に諮問をさせてもらうこととした。

各委員には、大量の開示請求や堆積する異議申立て等、本県の情報公開が抱える様々な課題について、県民の要請である迅速な情報公開に応えられるよう、専門的な立場から、その実効的な解決策について、議論いただきたい。

(総務部長退席)

事務局から諮問の主旨及び内容について説明

「諮問書」、「情報公開の推進に関する提言」、「情報公開の提言について(諮問事項の検討)」等により、本県の情報公開における請求・開示の状況、異議申立ての状況等、情報公開推進委員会が提言するに至った経緯、諮問の主旨、主な論点等について説明した。

#### 【意見等要旨】

瀧上委員 大量請求が千葉県の情報公開制度の適切、迅速な運用や県行政に影響を与えている。不服申立ても11,000件に近い。審査会の答申は平成14年度は45件であるが、これを処理するには、仮に年間処理件数を50件としても200年もかかる。これは異常である。

このような千葉県の特異性をどのように解決するか、各県の審査会委員からも注目されている。

今後、情報公開が本来の制度としての機能を発揮するためには、大量請求の問題点に直接つながる実効性のある改善策に絞って重点的に審議する必要があると思う。ついては、次回以降、事務局に次の資料を用意するようお願いしたい。

大量請求について情報公開推進委員会でのなされた議論の整理

## 大量請求について各県の対応状況

### 大量請求に対する裁判例

委員長から今後のスケジュールについて、委員長試案を配布し協議

麻生委員長 次回以降、諮問された事項について、各委員の意見等を自由に発言していただき、問題点の整理や答申への方向性を探っていったらどうか。

この討議を2回程度必要な範囲で行い、その後、発言の趣旨や議論を踏まえ、諮問に対する答申の骨子案として項目及び論点について検討してはどうか。

次に、その骨子案をもとに、委員間の意見のすりあわせを行い、成文の形で答申素案を作成してはどうか。それらの意見を踏まえ、最終的な答申案を作成し、確認を行う機会を設けたい。

なお、県からはできるだけ来年3月までにまとめてもらいたいとのことであるので、開催回数も限定されるだろうが、精力的に進めていきたい。各委員の意見を伺いたい。

#### 【意見等要旨】

佐野委員 討議は、フリートーキングということによいのか。

麻生委員長 基本的にはそれでよい。ただ、諮問されたものが9項目あるので、個別の項目ごとにやる方法と項目を絞らないで全体をフリートーキングする方法とがあるが、議論が発散しないためにも項目ごとの方がよいと思うが、それぞれ関連したものもあるのでどうだろうか。

瀧上委員 審査会として、情報公開条例の現状の問題点をどう認識するかを十分議論した上で、膨大な異議申立ての問題解決を含めて、諮問項目を審査会として認識して議論する必要があるだろう。こういった順番で進めていくかは、実態の現状認識の議論をしてから、進め方の具体的な話をしよよいのではないかと。

岩間委員 9項目はいずれも重要な項目であり、それぞれおろそかにはできない。大量請求も重要であるが、全体的に有機的な関係にあり、始めから認識を決めるのではなく、一つひとつ検討することによって認識が形成される側面がある。知る権利の問題と大量請求の問題はある意味で有機的に結びついているから、順番はともかく個別に議論して認識を形成していった方がよい。

- 麻生委員長 1から9まで独立しているわけではないので、できれば全体的な話を伺い、その後に個々に議論する方向ではどうだろうか。
- 瀧上委員 当面している問題の解決とどうつながるかの視点で検討してもらいたい。
- 岩間委員 個人情報の規定をプライバシー型にすることや存否応答拒否も大変重要であり、2ないし3回ぐらいで結論が出せるものだろうか。大量請求の問題をとっても、1回ぐらいの議論で答えが出るかなど、多くの問題がある。
- 麻生委員長 一つひとつが微妙な問題もあり、スケジュールどおりの審議が困難な場合には事務局とも相談していきたい。
- 佐野委員 項目7、8、9は関連しているが、関連性のあるものは、まとめて審議したらどうか。
- 麻生委員長 個別審議するのではなく、私と事務局でできるだけ括れるよう作業を行い、まとめて審議できるよう進めることとする。  
また、新たな資料請求が事務局にあったが、現在、事務局として、討議に用いる資料等を用意しているものはあるか。
- 事務局 配布資料の「公文書公開制度の見直しについて（千葉県公文書審査会答申）」及び「情報公開法要綱案の考え方」について説明

#### 【意見等要旨】

- 麻生委員長 今後の審議の経過の中で、新たな資料が必要となった場合はその都度事務局に用意させるので、次回までに必要な資料はあるか。
- 岩間委員 要求しなくても、当然必要な資料は検討ごとに用意してもらいたい。
- 事務局 必要と思われる資料については、できるだけ予め用意する。特に指示があれば、その分も用意する。
- 岩間委員 プライバシー型は、北海道、大阪府、京都府、兵庫県があり、条文の書き方にそれぞれ違いがあると思うが、千葉県ではどれを採用するかの議論をする場合も当然資料を用意してほしい。
- 事務局 用意できる範囲で積極的に用意するようにしたい。今後、審議を進めていく中で必要なものがあれば次回に用意したい。
- 麻生委員長 資料を次回の開催に間に合うようにするためにも、次回の審議項目と資料を用意して、これでよいかを各委員に事前に相談したいと思うが、それに関連した考え得る資料を事務局で用意するようにさせたい。

岩間委員 提言の存否応答拒否では二つのものに限るとしているが、なぜそのように限ると言っているのか根拠が分からない。平成13、14年度で10件の適用が多過ぎると言っているが、何を基準にして多過ぎるとするのか、比較の資料がないので推進委員会で検討した資料を見せてもらわないと判断しにくい。

事務局 把握している範囲のものについては、積極的に示すが、提言の文言とバックデータが一致しているかをよく調べてみないと分からない部分もある。関係資料があるものについては、補足できる範囲で提出していきたい。

麻生委員長 諮問事項では、第1に「情報公開推進委員会の提言に係る事項」、第2に「その他制度改善に資する事項」とがあるが、審査を通じて、この際、討議すべきであるというような制度改善に資するものがあつたら発言願いたい。

福武委員 諮問項目をグループ分けして、例えば1順目、2順目も1、2、3の項目を行い、きちんと検討していくようスケジュール的なものを作っていた方がよいのではないか。

来年3月までに議論の結果を出さなければならない理由はあるのか。

事務局 明確に3月でなければならないということではないが、提言がなされてから一定程度の期間で審議いただき、できるだけ早期の結論をお願いしたい。

麻生委員長 できるだけ頑張りたいと思うが、議論を尽くせないものは答申として出せないの、委員との議論の中で決めていきたい。

横山委員 諮問事項の1、2、3はきちんと審議していかなければならない事項だと思うが、5、6については、仕組みみたいな形なので、1、2、3に特に時間をかけた方がいい。

麻生委員長 今の意見のような分け方もいいが、その点を私と事務局とで整理してから諮っていきたい。

委員長から、傍聴者の発言について諮った。

麻生委員長 先程、傍聴人から発言したいという話があつたが、当審査会として、傍聴人の意見をこの場で直接聞くかどうか。

推進委員会の時には、それぞれ時間を取って傍聴人の発言を聞く機会を設け、その意見を反映してきたということである。しかし、傍聴人と

審査会が議論することはおかしいような気がする。

県民の意見、傍聴人の意見を聞く手法は、電子メール、あるいは知事への手紙など他の手段が色々ある。できれば審査会で行うのは時間的なこともあるので、そういう方向なり、場合によっては、別途機会を設ける方法があるかどうか。

#### 【意見等要旨】

福武委員 傍聴人や県民にEメールや手紙という形で意見を出してもらい、それを資料として事務局でまとめ、議論の前に出してもらえればよいのではないか。とてもこれだけの諮問項目を3月までにできるとは思えない。

1から4までの項目は大変重要である。知る権利を侵害されたと思う人達もいるから、かえって大量請求につながってくる面があるのではないかと思うので、ここできちんと議論していく必要がある。県民の意見はパブリックコメントなり、きちんとその機会を設けるべきであると思う。それは、答申案ができた時点でいいのではないか。

佐野委員 基本的には委員長と福武委員に賛成である。これだけ沢山の審議をやるためには、傍聴人の意見を聞くことも重要であるが、その時間があるなら審議に充てるべきである。審査会は、傍聴人と議論する場でなく、意見を聞き置くというふうになってしまう。他の方法で意見を出してもらった方がよい。

瀧上委員 審議すべき事項、範囲が多いこと、審議が公開されていることや議事概要をインターネットに掲載し県民が見られるようにすることで、県に意見を出すことができるし、ある段階でパブリックコメントも考えられる。

岩間委員 議論に対する様々な意見がEメール等であった時には、できるだけその趣旨を尊重した形で一覧表にして毎回配布し、意見が出ているということの情報を知らせてもらい、委員の審議の参考としたい。

このような意見についてはホームページにも載せ公開されるのだから、重要な意見については、一覧表にして出すようにしてもらいたい。

麻生委員長 事務局には、そのような準備をお願いしたい。

それでは、傍聴人には、ここでの発言をお願いしないことで進めることとし、答申素案ができた段階で改めて県民の意見を聞くことにしたい。なお、それ以前にEメール等による意見をもらうことは差し支えない。

麻生委員長   ほかに発言等がないようなので、本日は以上で終了する。  
次回は11月21日金曜の午前10時から開催する。

会議録署名人  
(委員長)

会議録署名人